

○大野市議会の議員の定数を定める条例

平成12年3月27日

条例第23号

改正 平成15年3月19日条例第1号

平成19年3月26日条例第20号

令和元年12月19日条例第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、大野市議会の議員の定数は、16人とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（大野市議会の議員の定数を減少する条例の廃止）

- 2 大野市議会の議員の定数を減少する条例（昭和42年条例第15号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 廃止前の大野市議会の議員の定数を減少する条例に基づく議会の議員の定数については、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

附 則（平成19年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

附 則（令和元年条例第54号）

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。